

※多くの方に広めていただきますよう、この記事は転載、コピー可です

加藤一二三氏 野良猫餌やり裁判に関する至急のお願い！

1) 裁判傍聴のお願い

野良猫の餌やりをしたことで近隣住民が糞尿被害を蒙ったとして、加藤一二三元将棋名人が訴訟を起こされています。至急の呼びかけをさせていただきます。

本件は来る12月3日に、東京地方裁判所立川支部で裁判が行われます。

加藤元名人は、動物愛護の精神から、平成14年から集合住宅の自宅専用庭で野良猫に餌を与えるようになりました。側に猫用トイレを設置し近所のパトロールをして掃除をし、野良猫が増えないように自費で不妊去勢手術を施し、里親に出すなどして、最盛期には18匹だった猫を、現状2匹までに減らしてきました。

これに対し、2008年11月、9世帯の原告団が糞尿被害を訴え慰謝料約800万円を請求しています。加藤元名人の行為が損害賠償の対象になったとしたら、全国で芽生えつつある地域猫活動は根底から崩れてしまいます。私達のTNR活動にも深刻な影響が出ることは間違いありません。12月3日は是非、裁判所へ足を運んでいただき、裁判のなりゆきを傍聴していただきたいと思っております。

傍聴のご案内

事件番号：ワ第278号

日時：12月3日 13時10分開始

場所：東京地方裁判所 立川支部 1階101号法廷

電話 042-845-0203

傍聴人数98名（遅れますと入廷できませんのでご注意ください）

アクセス 東京地方裁判所立川支部

多摩都市モノレール高松駅から徒歩約5分

JR中央線・青梅線・南武線立川駅北口から徒歩約25分



2) ご意見送付のお願い

また、12月3日に向けて、犬猫救済の輪では当会の意見を加藤氏の弁護士さんに託し、弁護士さんが裁判所への提出書類を作成する際の、参考としていただきたいと考えています。

団体または個人として意見を提出なさるご希望の方がおいでになりましたら、下記に加藤氏裁判専用ファックス番号を設けましたのでお送りください。当会で責任を持って取りまとめ、加藤氏の弁護士さんにお渡しいたします。ただし、加藤氏を擁護する立場にご賛同いただける方のご意見に限らせていただきます。

なおまことに勝手ながら、意見書の最終締め切りは11月20日20時迄とさせていただきます。(個人情報取り扱いは厳重にいたします。氏名、住所をご記入ください。)

加藤一二三氏 野良猫餌やり裁判に関する至急のお願い!

ご意見専用受付FAX : 044-222-7072

なお、参考意見例をご紹介します。

一言でも結構です。お一人でも多くの方にご協力をお願いいたします。

参考意見例 1

拝啓、加藤一二三さんに対する野良猫へのえさやり禁止と慰謝料を求められていますが、加藤さんのもってきた行動は環境省や東京都が推奨するいわゆる「地域猫」の形態に近いものです。地域内の野良猫が増えないように不妊措置を施したうえでえさを与え一代限りとするやり方はまさに地域猫活動といえるものです。猫の糞尿、臭気などは、加藤氏の糞尿のパトロールに、むしろ住民が協力しながら清掃を行うことが望ましかったと思います。不妊去勢手術をして里親探しもして不幸な猫を減らしてきた私達は住民の方々にも十分理解してもらえるように努力をしていますが、近隣住民からの協力の申し出も不可欠です。地域の野良猫の問題を加藤氏ひとりに負わせてきたことは大変に残念に思います。

その上、命あるものに「えさをやるな」とは、命の軽視につながります。

裁判長様には、加藤氏の行為を命をいつくしむ人間として当然の行為としてご評価いただきますようお願い申し上げます。

敬具

参考意見例 2

東京都では、ハルスプランとして以下の事柄を推進しています。

猫も命あるものだという考え方で、

その地域にお住まいの皆さんの合意のもとに、

地域で猫を適正に管理しながら共生していくように活動しましょう

具体的には、不妊去勢手術を行ってこれ以上ふえないようにしたうえで、適切に餌を与え、食べ残しやふんの掃除をして管理していくというものです。

屋外の猫は短命といわれていますから、このような管理がうまく続けば、「飼い主のいない猫」の数は減少していくものと考えられます。

もし、住民側が勝つようだったらこの東京都動物愛護管理推進計画も否定することとなります。